第明治三十五種郵便物認可

平成３０年（フ）第４４７号
東京都羽村市五ノ神２丁目３番地23メゾンベルノ201
債務者　佐々木昌樹
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第９１号
静岡市清水区殿沢１丁目16番15号　県営清水南団地102号
債務者　赤井　久子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１４３号
静岡県島田市向島町4539番地の１　プロキオン　102号室
債務者　市山　美里（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月18日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５５７号
東京都三鷹市大沢４丁目８番10号　ＡＰ足立102
債務者　前里　晴美
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第８３６号
横浜市青葉区藤が丘１丁目28番地48　フローラル藤が丘301
債務者　山内　妙子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８３９号
横浜市保土ケ谷区峰岡町３丁目359番地４ヒルズ峰岡402号
債務者　平本　雄一
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９３２号
神奈川県綾瀬市上土棚中３丁目11番87―501号
債務者　中崎　達也
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９３８号
横浜市金沢区富岡東１丁目53番15号
債務者　奥村　　大
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９３９号
横浜市旭区桐が作1609番地３　サイレントヒルズ一番館102
債務者　金原　彩花
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９４０号
神奈川県海老名市国分南３丁目７番19号
債務者　丸山千代子（旧姓武藤）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９５７号
横浜市鶴見区東寺尾３丁目１番14号　石原荘２Ｆ
債務者　加藤眞由美
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３２１７号
神奈川県川崎市宮前区有馬９丁目２―18―105
債務者　宮下　拓哉
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３２３８号
東京都目黒区八雲１丁目１―４―810　八雲一丁目アパート
債務者　本多　美晴
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３２５８号
東京都足立区扇１丁目19―６　新井方
債務者　須賀　幸子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３２６５号
東京都清瀬市旭が丘２丁目４―２―506
債務者　中島トシ子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部